

議第98号

平成25年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成25年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 4,728,230	千円 46,383	千円 4,774,613
	1 営業収益	4,707,490	9,700	4,717,190
	2 営業外収益	20,740	36,683	57,423

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 3,773,382	千円 △ 34,163	千円 3,739,219
	1 営業費用	3,471,332	△ 35,217	3,436,115
	2 営業外費用	302,050	△ 1,520	300,530
	3 特別損失	—	2,574	2,574

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,462,435千円は、減債積立金 980,164千円、過年度分損益勘定留保資金 1,408,312千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額73,959千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 1,298,700	千円 △ 219,938	千円 1,078,762

	1 企業債	1,270,000	△ 220,000	1,050,000
	2 出資金	28,700	62	28,762

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,080,076	千円 △ 538,879	千円 3,541,197
	1 建設改良費	2,563,444	△ 479,256	2,084,188
	2 企業債償還金	1,436,415	890	1,437,305
	3 補助金返還金	2,807	△ 1	2,806
	4 固定資産購入費	77,410	△ 60,512	16,898

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
水道用水建設事業費	千円 860,000	千円 760,000
水道用水改良事業費	410,000	290,000
計	1,270,000	1,050,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 467,803	千円 22,841	千円 490,644

(他会計からの補助金)

第6条 退職手当および児童手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補助金	千円 3,936	千円 36,423	千円 40,359

上記の議案を提出する。

平成26年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子